

平成 20 年 6 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社キムラタン
代表者名 取締役社長 浅川岳彦
(コード番号 8107 大証第 1 部)
問合せ先 取 締 役 木村裕輔
(電話 078-242-4500)

当社第 45 回定時株主総会における取締役解任議案のお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 27 日に開催を予定しております第 45 回定時株主総会の召集ご通知を株主の皆様にご送付致しました。

本株主総会における決議事項として第 1 号議案から第 3 号議案までを上程しておりますが、第 3 号議案である『取締役 1 名解任の件』につきまして下記の通りお知らせいたします。

記

1. 第 3 号議案 取締役川床博氏解任の件

(1) 解任の理由

川床博氏については、実質的に当社の経済的負担のもと、自ら 1 5 0 0 万円の金員を取得することを企て、当社代表取締役として、①平成 1 9 年 9 月 6 日、当社取締役会の承認を得ることなく(会社法 3 5 6 条 1 項 2 号、同法 3 6 5 条 1 項)、当社をして、金 7 8 0 万円を具体的な返済条件を定めずに貸金名目にて、自己に交付せしめた事実ならびに②平成 1 9 年 9 月 1 日ころ、自らが昵懇の関係にあるコンサルタント会社との間で、当社としてコンサルタント契約を締結すべき特段の必要性がないにもかかわらず、2 個のコンサルタント契約を締結し、同月 6 日、当社をしてコンサルタント会社に対してコンサルタント報酬名目にて合計 7 2 0 万円を一括かつ前払いで支払わせたいえ、同日ころ、同コンサルタント会社ないしその関係者から、7 2 0 万円の金員の交付を受けた事実が発覚しました。

その後、当社は、同氏に対し、上記金員相当額の返還を請求いたしましたが、同氏はこれに応じません。

また、川床博氏は、何ら正当な理由もなく、平成 1 9 年 1 2 月 1 6 日ころから当社に全く出社せず、かつ、取締役会にも全く参加しない状況であり、取締役としての職務の執行を完全に放棄している状況です。

以上のとおり、川床博氏については、その職務の執行について、法令違反(会社法 3 5 6 条 1 項 2 号、同法 3 6 5 条 1 項)ならびに善管注意義務(会社法 3 3 0 条、民法 6 4 4 条)・忠実義務(会社法 3 5 5 条)の違反が認められることが明らかです。

したがって、今般、同氏の取締役解任をお願いするものであります。

(2) 当該取締役の略歴

氏名	略歴
川床博	平成16年6月29日 取締役就任 代表取締役就任
	平成17年6月29日 取締役重任 代表取締役重任
	平成19年6月28日 取締役重任 代表取締役重任
	平成19年12月21日 代表取締役解任 現在に至る

※ ご参考添付資料 召集ご通知 36～37 頁 監査役会の監査報告書 謄本
同 32 頁 個別注記表（関連当事者との取引に関する注記）

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示

しているものと認めます。

取締役の職務の執行に関し、当監査役会は取締役からの報告を受け調査を行った結果、当社前代表取締役社長川床博氏について、会社法356条1項2号・3号、同法365条に違反する事実が判明したことから、遅滞なく取締役会にその旨を報告するとともに、取締役会として、適切な対応をするよう要請しました。

その結果、当社取締役会は上記違反事実にかかる取引を事後的にも承認しなかったことから、現在、当社は川床氏に対して、法的責任を追及する手続きを進めているところです。

上記違反事実の詳細は、事業報告32頁に記載のとおりであります。

また、川床氏の上記違反事実について、当社代表取締役社長浅川岳彦氏ならびに当社取締役木村裕輔氏は、当該違反事実があることを知りながら、直ちにこれを監査役会に報告しなかったものとして、会社法357条に違反した事実があるものと思料します。

その他には、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行については、前号記載事実のごとき違法行為の再発防止策が取締役会から当監査役会に提出されております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年6月11日

株式会社キムラタン 監査役会

監査役(常勤) 松本 一成 ⑩

監査役 林 邦雄 ⑩

監査役 軸丸 欣哉 ⑩

(注) 監査役 林 邦雄及び監査役 軸丸 欣哉は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	69,891	4,805	—	74,696

(注) 自己株式の株式数の増加4,805株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース契約により使用している固定資産の主なものは、電子計算機及びその周辺装置であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合
役員及びその近親者	川床 博	愛知県名古屋市	—	当社取締役	被所有直接

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼務等	事業上の関係				
—	—	金銭の貸付	—	短期貸付金	7百万円

(注) 1. 貸付金については合理的な利率による利息を請求することとしております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1円26銭
1株当たり当期純損失	6円41銭